

# かほだより

R5-9号  
R5. 10. 19

長野県伊那家畜保健衛生所  
TEL : 0265-72-2782, 090-5444-0970  
Fax : 0265-72-2765  
E-mail : inakachiku@pref.nagano.lg.jp  
所在地 : 伊那市西町 5764  
伊那諏訪家畜産物衛生指導協会  
TEL&FAX : 0265-76-8086

## 令和5年度腐蛆病検査結果をお知らせします

今年度の腐蛆病検査が終了しました。立ち合い等のご協力ありがとうございました。引き続き、腐蛆病発生予防のため、飼養衛生管理を徹底しましょう。

\*今年度は、1戸、1群で腐蛆病の発生がありました。

### 腐蛆病（ふそびょう）について

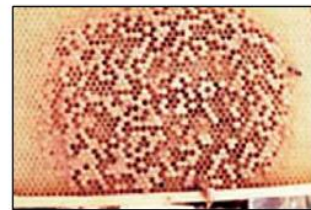
#### ふそ病

★ ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。



←アメリカふそ病によって死亡した蜂児

感染していると棒を巣房に差し込み引き出すと糸を引いた状態になります。



↑ヨーロッパふそ病によって死亡した蜂児

#### 感染予防

★ ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂（ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為）も感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。

写真：（一社）日本養蜂協会より

### バロア症（ダニ）について

#### バロア症

★ バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済的被害を与えています。



ミツバチヘギイタダニ

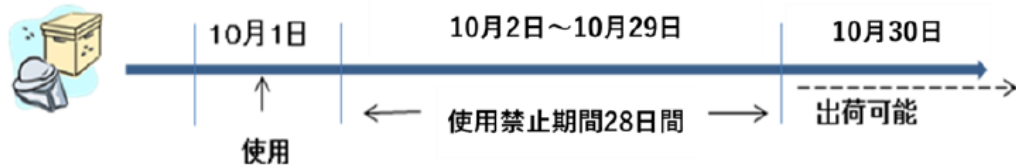
#### 感染予防

★ 感染予防には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。

# みつばち用医薬品の適正使用について

- ◇みつばちに使用する動物用医薬品は、**使い方、使用量、使用禁止期間などの使用基準を守って使用**しなければいけません。
- ◇使用基準を守らないと、出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留することにより、回収や廃棄の対象となる場合があります。

(例) 使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前28日間」である医薬品を10月1日に使用した場合、出荷できるのは10月30日からとなります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷できない。
アピパール		
タイラン水溶散	週1回、3週間	投与期間や投与後28日間に蓄えられたはちみつ及びその他の生産物は食用に出荷できない

問い合わせ先：伊那家畜保健衛生所 防疫課 [Tel:0265-72-2782](tel:0265-72-2782)